

新型コロナウイルスの対応について

学校保健安全法第19条により、新型コロナウイルスに罹患した際は出席停止となりますので、指導教員（不在時は教務係）まで連絡して下さい。「発症後5日かつ症状軽快*後1日」を経過（治癒）すると登校可となり、改めて「治癒したかどうか」医師の診断を受ける必要はありませんが、診察時に医師に発症日の確認を必ず行い、以下の「治癒報告書」を記入の上、「陽性が証明できる検査結果等」、「診療明細書（受診者氏名及び処方日が記入されたもの）」及び「医療機関の領収書（発行されない場合は省略可）」（いずれもコピー可）を添付して、保健室に提出して下さい。保健室にて治癒が確認された後、「特別欠席願」を学生課教務係へ提出して下さい。

*「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します（咳や痰の詰まりがあっても以前よりも軽くなっていれば軽快に含まれます。）。

年 月 日

新型コロナウイルス治癒報告書

学年学科・専攻： _____ 年 _____ 学科・専攻

学生氏名： _____

保護者氏名： _____ 印

新型コロナウイルスが治癒したことを報告します。

1 発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（医師に必ず確認すること）

2 受診した医療機関及び受診日

医療機関名 _____ 受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 治癒までの経過

体温記入欄（該当欄に体温を記入してください）

40℃→							
39℃→							
38℃→							
37℃→							
36℃→							
日付	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
0日目 発症日	1日目 軽快 ●	2日目 軽快 ●	3日目 軽快 ●	4日目 軽快 ●	5日目 軽快 ●	6日目 登校日①	7日目 登校日②

登校日① 4日目までに軽快した場合の登校日（寮生については登校日に帰寮）

登校日② 5日目に軽快した場合の登校日（寮生については登校日に帰寮）

※ 「陽性が証明できる検査結果等」、「診療明細書（受診者氏名及び処方日が記入されたもの）」及び「医療機関の領収書（発行されない場合は省略可）」（いずれもコピー可）を添付して保健室に提出し、「特別欠席願」を学生課教務係へ提出して下さい。

「陽性が証明できる検査結果等」＋「診療明細書」＋「医療機関の領収書」をのりづけ（いずれもコピー可，ただし，医療機関の領収書については発行されない場合省略可）